

安心！安全！

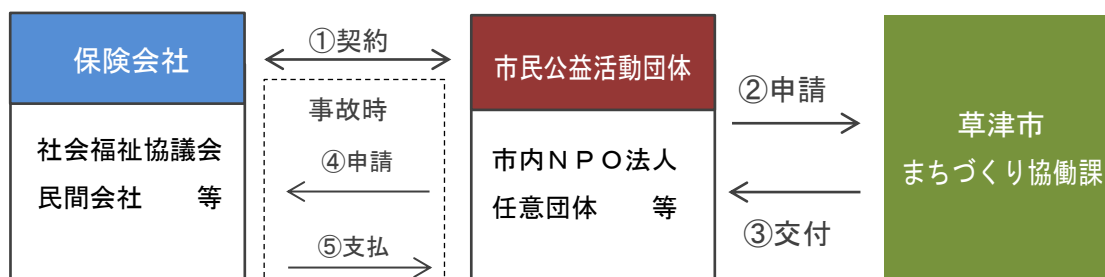
# 市民公益活動保険加入補助金交付制度

## ▼事業の趣旨

市民公益活動団体（ボランティアグループ・NPO法人）の皆様のご活動に際し、より安心して活動に取り組んでいただくためにはリスクマネジメントが重要であることから、保険加入の促進および保険料の負担軽減を図るために補助制度を創設しました。

## ▼制度内容

草津市内の市民公益活動団体が保険会社と契約した保険（年間契約のものに限る）について、予算の範囲内で補助を行います。



## ▼補助対象となる保険

- ・市民公益活動団体の役職員や会員、協力会員、登録ボランティアなど活動に従事する方が行う日頃の活動に伴う事故などの損害を補償するために、市民公益活動団体が年間を通じて加入する保険が補助の対象となります。

## ▼補助対象の団体

- ・草津市立まちづくりセンターの登録団体
- ・草津コミュニティ支援センターの登録団体
- ・草津市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人

## ▼補助金額

- ・下記のどちらか低い方の額となります。

- ①年間支払い保険料の1/2の額
- ②20,000円（補助上限額）

(補助対象の保険の年間支払金額)  
× 1/2で算出される金額が  
20,000円を超えている。

YES○

補助上限である20,000円  
が補助されます。

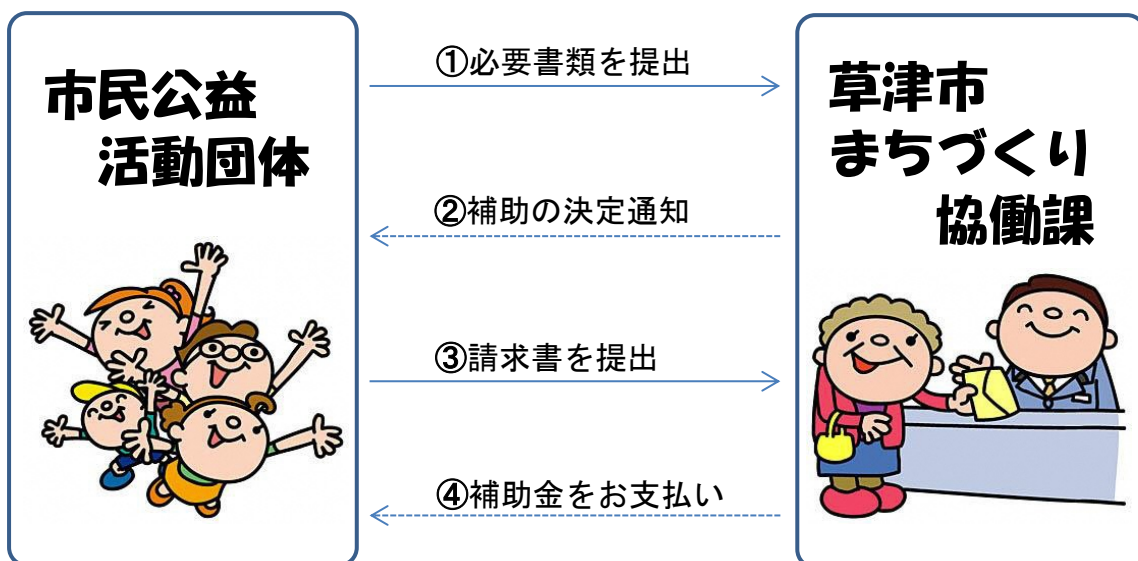
NO×

算出された金額がそのまま補助  
されます。



※ 円未満の端数は切り捨て

## ▼補助申請の流れ



### ◇必要書類を提出

#### ◇必要書類

1. 補助金交付申請書
2. 保険補助金 内訳書
3. 加入した保険の内容がわかるもの（パンフレット等）
4. 加入契約したことを証する書類の写し（保険の証書等の写し）
5. 保険料を支払ったことを証明できる書類の写し（領収書等の写し）

※ 1、2についてはまちづくり協働課の窓口で受け取り、もしくは、ホームページでもダウンロードできますので、記入、押印を確認のうえ、御提出ください。4については団体名、もしくは代表者名の記載があるもの。5については名称の他、金額の記載がされているものを御提出ください。

### ◇請求書を提出

#### ◇請求書

補助決定の通知と一緒に請求書を郵送いたしますので、そちらに必要事項を記入いただき、御提出ください。

（請求書の提出を確認後、2ヶ月以内に補助金をお支払します）

## ▼保険まるわかり Q&A コーナー

**Q1.** 事務所の災害保険も対象になりますか？

**A1.** 対象とはなりません。施設の保険は、【スタッフの活動に伴う損害補償の保険】に当てはまらないためです。同様の理由で、イベントの参加者を対象とした保険や団体の会員を対象とした保険も対象外となります。

**Q2.** イベント保険は対象になりますか？

**A2.** 本制度は日々の活動をするうえでの保障を想定しており、また、イベントに従事するスタッフを対象としていても、【年間を通じて加入する保険】ではないため、対象外となります。

**Q3.** すでに独自で民間の団体保険に加入しているのですが、申請できますか？

**A3.** すでに加入されていても、要件を満たせば、補助を受けることができますので、補助申請の流れを参照の上、必要書類を準備して、申請して下さい。

**Q4.** 申請の締め切りはありますか？

**A4.** 締め切りはありませんが、予算の範囲内での補助金交付となるため、予算が無くなると、条件を満たしても補助を受けられない可能性があります。可能な限り、早めの申請をお願いします。

**Q5.** 入る保険が決まってないのですが、保険会社の紹介もしてくれますか？

**A5.** 残念ながら、市として特定の保険会社と契約を結んでいるわけではないため、おすすめの保険や会社をお伝えすることはできません。

**Q6.** 申請後に保険料が増額になりましたが、追加で申請できますか？

**A6.** できません。申請は年間を通じて一度となっておりますので、次年度以降に再度申請してください。

**Q7.** 一度、申請すれば次年度以降も継続して補助をうけられますか？

**A7.** 予算の範囲内で補助を受けることは可能ですが、内容確認のため、継続するには毎年申請が必要となります。

**Q8.** 事故があった際に保険会社への対応はしてもらえますか？

**A8.** できません。あくまで、保険料の補助をする制度のため、有事の際は、加入者と保険会社で御対応いただくこととなります。

※提出書類のダウンロードは下記で検索してください。

草津市 市民公益活動保険加入補助制度

検索

その他御不明点がありましたら、草津市まちづくり協働課までお問い合わせください。

